

平成 27 年 1 月 29 日
こども家庭部子育て支援課

練馬区子ども・子育て支援事業計画素案について

1 策定の目的

区の子ども・子育て支援施策の方向および区民のニーズを踏まえた具体的な事業計画を明らかにするため、練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定する。

2 計画の位置づけ

「(仮称) 区政運営の新しいビジョン」を上位計画とした子ども・子育て施策に関する個別計画であり、「練馬区教育振興基本計画」など、区の他の個別計画との整合を図る。また、以下の法令等に基づく計画としても位置づける。

- 子ども・子育て支援法に基づく事業計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（練馬区次世代育成支援行動計画の後継計画）
- 児童福祉法に基づく市町村整備計画
- 放課後子ども総合プラン

3 計画の期間

計画期間は、平成 27～31 年度の 5 か年とする。

なお、子ども・子育て支援法に基づき、計画における各サービスの需要と量の見込みとの乖離が大きい場合は、必要に応じて計画期間の中間年において計画を見直す。

4 計画素案

別紙のとおり

5 区民意見反映制度

(1) 区民意見反映制度の実施

「練馬区区民意見反映制度に関する規則」に基づき、区民意見反映制度を実施する。

なお、区民意見反映制度の実施に当たっては、区報および区公式ホームページ等で周知を行う。

(2) 実施期間

平成27年2月1日～2月20日

6 今後の予定

平成27年2月 区民意見反映制度の実施

3月 計画案策定

計画決定